

## 神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科における 学位論文等の指導等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県立保健福祉大学学位規則第16条の規定に基づき、大学院保健福祉学研究科における学位論文等（修士論文及び課題研究（以下、「修士論文等」という。）並びに博士論文（予備審査用論文を含む）をいう。）の指導等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指導教員及び指導補助教員)

第2条 学生は、希望する指導教員を指導教員希望（変更）届出書（様式第1号）により研究科長へ届け出る。

- 2 研究科長は、博士前期課程の学生から前項の届出があった時は、研究科教授会の議を経て、研究指導に適する指導教員1名と指導補助教員1名を決定し、指導教員及び指導補助教員通知書（様式第2号の1）により学生に通知する。
- 3 研究科長は、博士後期課程の学生から第1項の届出があった時は、研究科教授会の議を経て、研究指導に適する指導教員1名を決定し、指導教員通知書（様式第2号の2）により学生に通知する。
- 4 指導教員は、学生に対して学位論文等作成に関する全般的な指導を行う。
- 5 指導補助教員は、学生の学位論文等作成に関する指導の補助を行う。
- 6 第1項から第3項の規定は、学生が指導教員の変更を希望する場合にこれを準用する。

(履修指導及び研究課題の決定)

第3条 指導教員は、学生の研究に必要な授業科目の履修計画を指導する。

- 2 指導教員は学生の希望する研究課題、指導環境等を勘案して、学生の研究課題の決定について助言を行う。
- 3 博士前期課程の学生は、研究課題届出書（様式第3号の1）を指導教員の承認を得て、研究科長へ提出する。
- 4 博士後期課程の学生は、研究課題届出書（様式第3号の2）を指導教員の承認を得て、研究科長へ提出する。
- 5 研究科長は、博士後期課程の学生から前項の届出があった時は、研究科教授会の議を経て、研究指導に適する指導補助教員2名を決定し、指導補助教員通知書（様式第2号の3）により学生に通知する。この場合において、指導補助教員は学生の属する領域の系と異なる系の教員を1名以上含むものとする。

(研究計画の立案及び指導)

第4条 指導教員は、決定した研究課題について、学生の研究計画の立案の指導を行う。

- 2 博士前期課程の学生は、決定した研究課題について研究計画を立案し、研究計画報告書（様式第4号）を研究科長に提出する。
- 3 博士後期課程の学生の研究計画書の提出については別に定める。
- 4 研究計画は、原則として倫理的側面から本学研究倫理審査委員会の審査を受ける。

（中間発表会等）

第5条 研究科教授会は、学生の学位論文等作成過程における課題・問題点の整理等を図るため、中間報告会等を開催する。

- 2 博士前期課程では、学生が研究の進捗状況等を報告するため、年1回以上、領域単位で公開の中間発表会を開催する。なお、報告する学生及び発表方法は領域の特性に応じて実施する。
- 3 博士後期課程では、博士論文中間報告会（以下「報告会」という。）及び研究計画発表会（以下「発表会」という。）を開催する。
  - （1） 報告会は、学生に学修機会を提供し、学生相互が主体的に議論を進め、保健福祉学への理解を深めるとともに、自ら研究の課題等を明らかにし、学生の研究能力の向上を図ることを目的として開催するものとする。報告会は修了予定年次の学生を除く博士後期課程に在学する学生を対象に年1回以上開催する。
  - （2） 発表会は、学生の研究計画の実現可能性や倫理上の課題等について、教員が専門的見地から助言するために開催するものとする。
  - （3） 前号に規定する発表会は、研究計画審査申請の前に行うものとし、研究計画審査の申請を行おうとする学生の指導教員が、研究科教授会に発表会の開催の申し出を行うものとする。申し出を受けた研究科教授会は研究計画審査申請に先立ち発表会を開催する。

（学位論文等審査申請の確認）

第6条 博士前期課程の学生の指導教員及び指導補助教員は、学生から提出された修士論文等審査申請書（修士論文及び課題研究審査実施要項の様式第1号）の内容を確認し、研究科教授会に提出する。

- 2 博士後期課程の学生の博士論文審査申請書の提出については別に定める。

（学位論文等提出）

第7条 学位論文等の審査を希望する学生は、課程修了年度の定められた期日までに、別に定める体裁に整えた学位論文等を研究科長に提出する。

（学位論文等発表会）

第8条 研究科教授会は、学生から提出された学位論文等のうち審査に合格したもの（課程修了の判定を得た学生のものに限る。次条において同じ。）について、公開の学位論文等発表会を開催する。

（学位論文等の保存及び公開）

第9条 学位論文等は、附属図書館等に保存し、博士論文については原則として公開する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、学位論文等の指導等に関し必要な事項は、研究科運営会議の議に基づき、研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の博士前期課程及び博士後期課程の論文指導等に関する要領により受けた通知等は、この要領の相当規定により受けた通知等とみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改訂前の神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科における論文指導等に関する要領により受けた通知等は、この要領の相当規定により受けた通知等とみなす。

## 指導教員希望（変更）届出書

神奈川県立保健福祉大学大学院  
保健福祉学研究科長 殿

研究指導を希望する教員を次のとおり届け出ます。

<input type="checkbox"/> 博士前期課程（                      領域） <input type="checkbox"/> 博士後期課程	入学年度	年度入学（長期      年）
学生氏名	学籍番号	
希望指導教員		

## 指導教員及び指導補助教員通知書

指導教員・指導補助教員を次のとおり通知します。

神奈川県立保健福祉大学大学院  
保健福祉学研究科長

指導を受ける 学生	博士前期課程（ 領域）		年度入学（長期 年）	
	氏 名		学籍番号	
指導教員				
指導補助教員				

## 指導教員通知書

指導教員を次のとおり通知します。

神奈川県立保健福祉大学大学院  
保健福祉学研究科長

指導を受ける 学生	博士後期課程		年度入学	
	氏名		学籍番号	
指導教員				

## 指導補助教員通知書

指導補助教員を次のとおり通知します。

神奈川県立保健福祉大学大学院  
保健福祉学研究科長

指導を受ける 学生	博士後期課程		年度入学	
	氏名		学籍番号	
指導補助教員				
指導補助教員				

## 研究課題届出書

神奈川県立保健福祉大学大学院  
保健福祉学研究科長 殿

次のとおり、研究課題を届け出ます。

博士前期課程 ( 領域)	入学年度	年度入学 (長期 年)
学 生 氏 名	学籍番号	
指 導 教 員		
指 導 補 助 教 員		
研 究 課 題 名		
指 導 教 員 の 意 見 等		

※研究課題名欄には、課題名のみを記載してください。



## 研究課題届出書

神奈川県立保健福祉大学大学院  
保健福祉学研究科長 殿

次のとおり、研究課題を届け出ます。

博士後期課程		入学年度	年度入学
学生氏名		学籍番号	
指導教員			
研究課題名			
指導教員の 意見等			

※研究課題名欄には、課題名のみを記載してください。

様式第4号

年 月 日

## 研究計画報告書

神奈川県立保健福祉大学大学院  
保健福祉学研究科長 殿

次のとおり、研究計画を届け出ます。

博士前期課程 ( ) 領域)	入学年度	年度入学 (長期 年)	
学生氏名	学籍番号		
指導教員	指導補助教員		
研究課題名			
研究計画			